

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業 助成募集要項

公益財団法人日本デザインナンバー財団（以下「財団」という。）が実施する東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業に対する助成事業について、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会交通利便性向上事業助成実施要領（以下「実施要領」という。）によるほか、この募集要項に定めるところによる。

1. 本助成事業は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレート寄付金を財源としていることから、当財団としては本助成金を受けて導入する車両には同大会の特別仕様ナンバープレートを取り付けることを推奨する。

2. 助成対象事業等（実施要領第 2 条、第 3 条関係）

（1）助成対象事業者

助成金の交付を受けようとする事業者は、申請期間開始日において直近 3 年以内に国土交通省からのリフト付バス・ユニバーサルデザインタクシー導入に係る補助を受けていない事業者を対象とする。

（2）助成対象事業の実施期間

交付決定の日から平成 31 年 7 月 31 日までの間に実施する事業とする。

（3）交付申請期間等

① 申請期間

助成の対象とする事業について助成金の交付を受けようとする事業者は、以下の申請期間内に助成金交付申請書及び添付資料を財団まで郵送により申請を行うものとする。

申請期間：平成 31 年 2 月 22 日（金）から平成 31 年 3 月 1 日（金）
（当日消印有効）まで

助成金交付申請状況において、予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を締め切ることとし、速やかに公表を行います。
（公表場所：財団ホームページ（<http://www.d-number.or.jp>） ホームのお知らせ欄）

（郵送先）公益財団法人日本デザインナンバー財団 事務局

住 所：〒113-0033 東京都文京区本郷 2-17-8 鈴木ビル 5F

電 話：03-3868-3671 FAX：03-3868-3672

② 提出書類の部数

助成対象事業の助成金交付申請書及び添付資料の提出部数は、2部（正・副各1部）とする。

助成金交付申請書等の様式は、財団ホームページ (<http://www.d-number.or.jp>) からダウンロードすることができる。

3. お問い合わせ先

公益財団法人日本デザインナンバー財団 業務担当

住 所 : 〒113-0033 東京都文京区本郷 2-17-8 鈴木ビル 5F

電 話 : 03-3868-3671 FAX : 03-3868-3672

Email: info@d-number.or.jp

URL : <http://www.d-number.or.jp>

以上